

令和7年9月18日
関東信越厚生局

保険医療機関及び保険医の行政処分について

令和7年9月17日、関東信越地方社会保険医療協議会に「保険医療機関の指定の取消」及び「保険医の登録の取消」について諮問した結果、これらを妥当とする答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

【行政処分の内容】

1. 保険医療機関の指定の取消

- | | | | | | | | |
|-------|---|--------|-------------------|---|---|---|--|
| (1) 名 | 称 | 齋藤歯科医院 | | | | | |
| (2) 所 | 在 | 地 | 新潟県新発田市稲荷岡2400番地5 | | | | |
| (3) 開 | 設 | 者 | 齋藤 宏之 | | | | |
| (4) 指 | 定 | 取 | 消 | 年 | 月 | 日 | 令和7年9月19日 |
| (5) 根 | 拠 | と | な | る | 法 | 律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第80条第1号、第2号、第3号及び第6号 |

2. 保険医の登録の取消

- | | | | | | | | |
|-------|---|------------|---|---|---|---|------------------------------------|
| (1) 氏 | 名 | 齋藤 宏之（69歳） | | | | | |
| (2) 登 | 録 | 取 | 消 | 年 | 月 | 日 | 令和7年9月19日 |
| (3) 根 | 拠 | と | な | る | 法 | 律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第81条第1号及び第3号 |

【行政処分に至った経緯】

前回実施した個別指導の措置が再指導であったことにより、令和3年10月14日に個別指導を実施したところ、義歯に係る使用金属について、歯科技工指示書及び納品書の記載内容と、診療報酬の請求内容が異なる事象が複数認められたことから、個別指導を中断した。

その後、患者調査を実施したところ、保険適用外のブリッジが装着されているにもかかわらず、保険適用のものを装着したとして診療報酬が請求されている患者が複数認められたことなどから、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、令和4年2月3日から令和6年12月26日まで計15日間の監査を実施した。

結果として、「行政処分の主な理由」に記載した事実を確認した。

【行政処分 of 主な理由】

当該保険医療機関及び保険医の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (2) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)
- (3) 自費診療として患者から費用を受領しているにもかかわらず、同診療を保険診療したとして、診療報酬を不正に請求していた。(二重請求)
- (4) 保険診療と認められないものを、保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件数	96件
不正請求額	3,207,216円

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。